(令和4年3月3日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、パラスポーツの推進と共生社会の実現を図るため、パラスポーツ活動に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において「パラスポーツ」とは、パラリンピック競技その他の広く障害 のある人が行うスポーツをいう。
- 2 この要綱において「パラスポーツ活動」とは、パラスポーツの機運の醸成若しくは裾 野の拡大につながる活動又は障害のある人とない人がともにスポーツを楽しむ活動をい う。

(補助金の交付)

- 第3条 補助金は、次のいずれにも該当する団体であって、パラスポーツ活動(当該団体の会員等以外の市民が参加し、かつ、障害のある人が3人以上参加する活動に限る。) を行うものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。
  - (1) 市内に活動拠点を有し、又は有する予定で、不特定多数の利益の増進を目的とすること。
  - (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
  - (3) 金沢市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと及び暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員の 統制下にないこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、パラスポーツ活動の実施に要する経費で、次に掲げるものとする。
  - (1) 謝金
  - (2) 人件費及び旅費
  - (3) 需用費
  - (4) 役務費
  - (5) 使用料及び賃借料
  - (6) その他市長が必要があると認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合算額の3分の2に相当する額(その額に10,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、その額は、200,000 円を超えないものとする。

(パラスポーツ活動の認定申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、毎年度市長が別に定める期間において、パラスポーツ活動認定申請書(別記様式)により市長に申請し、当該パラスポーツ活動が補助金の交付の対象となる活動である旨の認定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る活動の内容を審査し、

補助金の交付の対象となる活動であると認定したときは、その旨を当該申請をした団体に通知する。

(パラスポーツ活動の認定の取消し)

- 第7条 市長は、前条第1項の認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該認定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
  - (2) 前条第1項の認定を受けた団体から当該認定に係る活動を取りやめる旨の届出があったとき。

(交付の申請)

第8条 第6条第1項の認定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市 長が別に定める期日までに補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付制限)

第9条 一の団体に対する補助金の交付の対象となるパラスポーツ活動は、1年度当たり 1活動とし、同一の活動に対する補助金の交付の対象となる期間は、初めて当該補助金 の交付を受けた日の属する年度から起算して3年を限度とする。

(適用除外)

第10条 市長は、この要綱に規定する補助金以外の補助金その他これに準ずるものの交付 を受けるパラスポーツ活動については、補助金を交付しない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 障害者スポーツ活動支援事業補助金交付要綱(平成31年3月22日決裁)は、廃止する。

別記様式(第6条関係)

## パラスポーツ活動認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者所在地名称代表者氏名

金沢市パラスポーツ活動支援事業補助金の交付の対象となる活動である旨の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

## 関係書類

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要があると認める書類